

島根原発3号機審査申請

米子、境港市きょう容認

鳥取県は
あす表明へ

中国電力島根原発（松江市鹿島町片匂）から30キロ圏内の米子、境港両市が、新

規稼働となる3号機の原子力規制委員会への新規制基

準適合性審査申請を認める方針を固めたことが31日、

分かった。1日に鳥取県に意向を伝え、県は両市の判断を受け、2日に平井伸治

知事が容認を表明するとみられる。
（25面に関連記事）
容認後、鳥取県は中電と事前了解権がある立地自治体の島根県に判断内容や付帯意見を回答。同県の溝口善兵衛知事は8月上旬に可否判断を表明する見通しとなっている。

米子市は1日の市議会全員協議会で伊木隆司市長が容認する考えを表明し、その後、平井知事に伝える見通し。7月25日に市議会原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会が、市民の理解が進むまで審査申請の判断を行わないなどの陳情を不採択にしたことなど

から判断したとみられる。容認に合わせ、中電に6項目の付帯意見を回答する。稼働に向けた一連の手続きでの立地自治体と同等の対応や、原発の必要性、安全性の分かりやすい情報発信などを求める。

一方、境港市では31日に市議会が全員協議会を開き、終康弘議長を除く議員15人が意見を述べ、8人が審査申請を容認。5人が反対し、2人が現時点で判断できないとした。

終了後、中村勝治市長は「さまざまな意見が出た。県原子力安全顧問会議などの意見も総合的に勘案し、鳥取県、米子市と協議し近く判断したい」との考えを示し、半数以上の議員の容認や、重要視する顧問会議も規制委で審査を行うことが適切との見解を示した状況を踏まえ、1日に平井知事に容認を伝える見通しとなっている。

審査申請をめぐるのは、島根側では、立地自治体の松江市と、周辺自治体の出雲、安来、雲南3市の関係4市が既に容認している。

（狩野樹理、園慎太郎、原田准史）